



△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることば凡て本欄に於て紹介す

△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

質 疑 應 答

問 屈曲道路を直線道路に變更する場合は路線變更であり且變更に伴ふ道路の區域を決定するものなるや、將又區域變更と爲るや、路線變更と區域變更との差異説明ありたし

(山梨生)

答 道路の路線變更と區域變更とは觀念上に於ては明確に區別し得る所であるが、具體の場合に當つて、どの程度の變更を以て路線變更の手續を必要とするか、即ちどの程度迄を以て單に道路の區域變更として扱ふことを得るかは、相當困難なる問題であつ

て、總ての場合に當て嵌まる様な而も明確な標準を見出すことは至難のことに屬する。本問設例の屈曲道路を直線道路に改修する場合と云つても、路線變更の手續を要するものもあれば、區域變更の手續にて足るものもあり、尙道路の等級の異なることによつても差異を生ぜざるを得ない、要するに各場合に於て路線の目的沿線の狀況(例へば附近に人家の存せざる田圃中を通ずる道路の如きは比較的大なる變更にても區域變更にて足るを普通とする如き)等より考覈し其の執れに依るべきかを決定するの外はない

(藤村藤治)

問 道路法第四十五條に依れば道路に關する工事の爲必要あるときは管理者は沿道の土地に立入り又は一時材料置場として使用することを得る旨の規定あり右沿道の範圍を示されたし(疑問生)

答 右沿道の範圍は道路法第五十條に依り管理者に於て定めたる沿道の區域に依るべきものである。或は右沿道は事實上の沿道の意味し、道路法五十條に依る決定の有無を問はざるものとする説もないではないが、此の説はどの程度迄を沿道の區域と認むべきかに至つて行詰まらざるを得ない、のみならず沿道には四十五條の外四十八條及四十九條等の義務を課せらるるものであり之が區域は當然明確ならざるべからざるものであるから此説には左袒するを得ない(藤村藤治)